

津田小学校いじめ防止基本方針

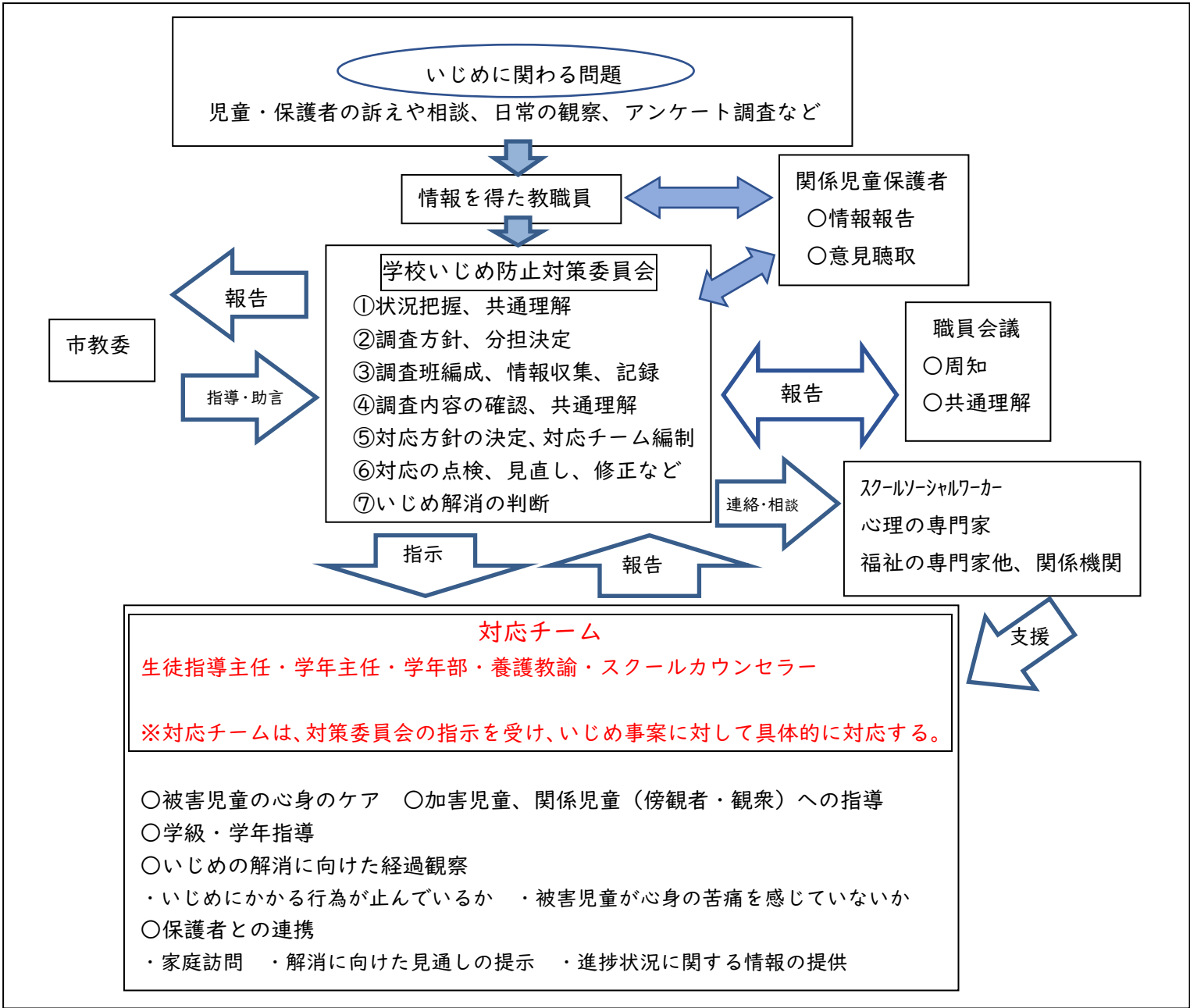
学校教育目標 「未来を切り拓く 心豊かなたくましい津田っ子の育成」 《児童像》 ○創造的に自ら学ぶ子（知） ○おもしろいのある子（徳） ○明るくたくましい子（体） ○最後までがんばる子（意） 学校経営方針 「子どもが主役の学校づくり」 ○安心・安全に生活できる学校・学級づくり ○日々の授業づくりを中心に据えた学校・学級づくり ○家庭や地域と連携し、信頼される学校・学級づくり	いじめの定義 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条） いじめに対する基本的な考え方 「いじめはどの学校、どの学級でも、また誰にでも起こりうるものである」という基本認識に立ち、すべての児童が、安心・安全が保障された学校生活の中で、主体的にさまざまな活動に取り組み、個性や能力を伸ばし、自尊感情や人権感覚を高め、いじめを許さない学校づくりに全力で取り組んでいかなければならない。 そのためには、まず全教職員が、いじめを絶対許さないという強い信念をもち、いじめに対して共通理解を図るとともに、児童一人一人を全教職員で見守り、個々の問題や課題を共有し、協力して取り組んでいくことが大切である。同時に、家庭、地域社会、関係機関と連携して取り組んでいくことが重要である。特に、家庭に対しては、日常的に情報交換を行い、信頼関係を築き、連携を深めるとともに、インターネットを通して行われるいじめなど、いじめ防止の重要性や効果的な対処についての啓発を行っていく必要がある。
--	---

校内体制 ○学校いじめ防止対策委員会 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、学年部教員、養護教諭、授業に入っている教員、S C、SSW、SW、校内教育支援センター支援員、保護者代表、学校運営協議会委員等 役割 ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。 ・いじめに関わる情報の収集と記録・共有を行う。 ・いじめ事案に対して、緊急会議を開き、情報共有、被害児童の保護、関係児童への聞き取り、指導・支援体制や方針の決定、保護者との連携等を中核となっていく。 ・いじめ対応チーム（生徒指導主任、学年主任、学年部、養護教諭、スクールカウンセラー）を組織し、いじめ事案に対しての具体的な対応を指示する。 ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、修正等を行う。 ・いじめ問題に関する教職員の研修を計画的に実施する。
--

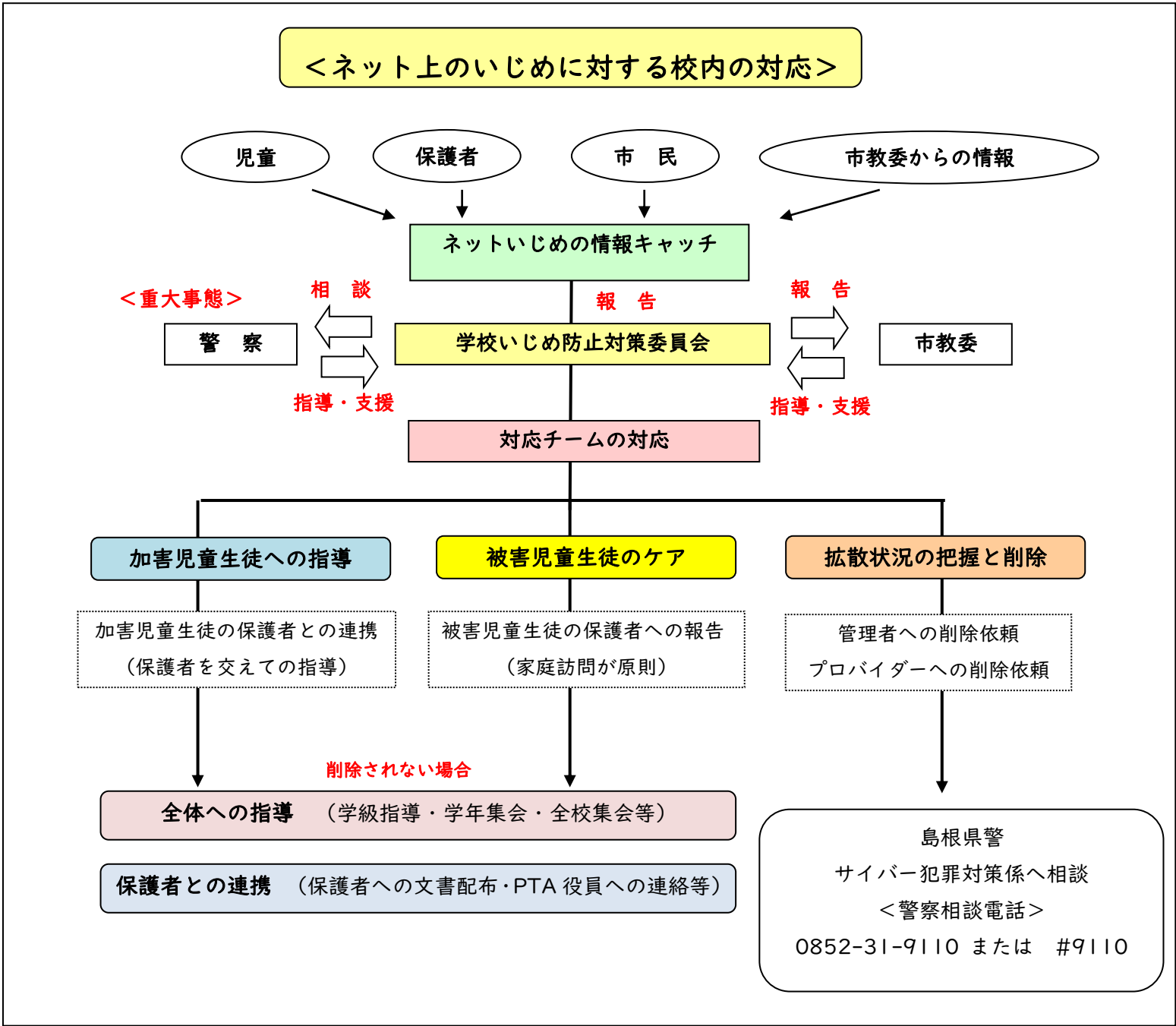
いじめ未然防止のための取組 （1）どの子にもわかる・どの子も参加できる授業づくり ・全教職員で共通理解を図り、基本的な学習規律の定着を図る。 ・児童が自信と見通しをもって取り組めるよう学習課題や学習の流れを明確にする。 ・ペアやグループでの活動を工夫し、授業の中に互いの思いや考えをしっかりと伝え合う場を設ける。 ・T T指導教員や学習支援員などと連携を図り、個々の困り感、必要感に応じた指導を工夫する。 （2）認め合い、支え合う学級集団づくり ・自己有用感や自己肯定感を高めるような話し合い活動、学級活動、係活動などの充実を図る。 ・アンケートQ Uの検査結果を活かし、児童や学級の実態に応じた支援や学習形態などについて工夫していく。 （3）人権教育、道徳教育の推進 ・いじめは、相手の基本的人権を脅かす人として決して許されない行為であることを様々な機会を通して繰り返し児童に伝えたり、児童自らいじめの問題について考える活動を組んだりする。 ・「あいさつ」「言葉づかい」など人と関わる基本的な生活習慣について、職員自ら手本を示し、P T Aや地域との連携を深めながら定着を図る。 ・道徳的判断力を高めるよう、児童の実態に応じた題材や資料を選択した道徳の授業を実践していく。 （4）他を思いやり、人とつながる喜びを味わう体験活動の充実 ・地域の自然や文化と触れ合ったり、福祉やボランティア体験を行ったりする活動や学習を発達段階に応じて体系的に計画・立案し、教育活動に取り入れていく。 ・地域講師や地域ボランティアの方を積極的に招聘し、人と触れ合いながら体験していく学習の充実を図る。 ・縦割り班活動、小中連携、保幼小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施していく。 （5）情報教育の推進 ・情報モラルを含めた情報教育を低学年から系統的に行い、情報活用能力を高めるとともに、いじめにつながるインターネット等の影の部分具体的に指導していく。 ・インターネット上のいじめは、被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え、民事上または刑事上の問題に発展する可能性があることを理解させる。 ・メディアに関して、常に最新の状況を把握し指導に活かすとともに、家庭にも情報を発信し、保護者への啓発を図る。 （6）特別な支援や配慮が必要な児童への対応 ・発達障がいを含む障がいのある児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりすることのないよう、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。 ・海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童等、配慮が必要な児童については、日常的に適切な支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う

いじめ早期発見のための取組 （1）きめ細かな日々の観察 ・教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けるよう心がける。 ・休み時間や放課後の課外活動等の中での児童の様子に目を配ったり、日記指導などから交友関係の悩みを把握したりする。 ・「いじめ発見チェックポイント25」を活用していくことで、いじめの早期発見に努める。 （2）日常的な情報交換と問題の共有化 ・些細なことでも学年主任、生徒指導主任、さらに管理職に報告・連絡・相談すること、情報の共有化を図る。 ・定期的な生徒指導職員会議、学年部会において、気になる児童、配慮を要する児童について共通理解を図り、共通行動がとれるようにしていく。 ・休業中に学年ごとに「子どもを語る会」を開き、学級や児童の様子や課題について共通理解を図るとともに、次学期における対応を確認する。 （3）アンケートQ U等を活用した実態把握 ・「アンケートQ U」や「心のアンケート」等、客観的な資料を効果的に活用し、潜在的ないじめにつながる実態を把握していく。 （4）教育相談の充実 ・毎学期、定期的な教育相談期間を設け、全児童を対象とした教育相談を実施する。 ・計画的に児童理解やカウンセリングマインドなどについての研修を行い、児童理解に関する教職員の資質を高める。 ・日常的に教職員が意識して児童に声をかけるとともに、悩みを誰にでも相談できるような環境づくりに努める。 ・児童から受けた相談については、迅速に対応することを全教職員で徹底する。 ・保護者からの相談窓口は、生徒指導主任とする。 （5）児童・保護者への情報提供 ・関係機関が行っている取組について、児童・保護者へ適宜情報提供を行う。 ・いじめ相談電話「松江市いじめ相談電話ホットライン」 ・松江市が設置している相談窓口 （6）いじめの早期対応 いじめの訴えや情報及び兆候があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、迅速に以下の流れを基本として対応を進めていく。
--

対応図①【校内における対応】



対応図②【ネット上のいじめに対する校内の対応】



重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、直ちに教育委員会に報告する。以降は教育委員会の判断に従い対応を進める。
調査は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年度 3 月 文部科学省）」に沿って対応する。

- 重大事態
- ①いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

・児童が自死を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

・年間 30 日目安 ・一定期間連続して欠席しているような場合には迅速に調査に着手。

※子どもや保護者から申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態への対応

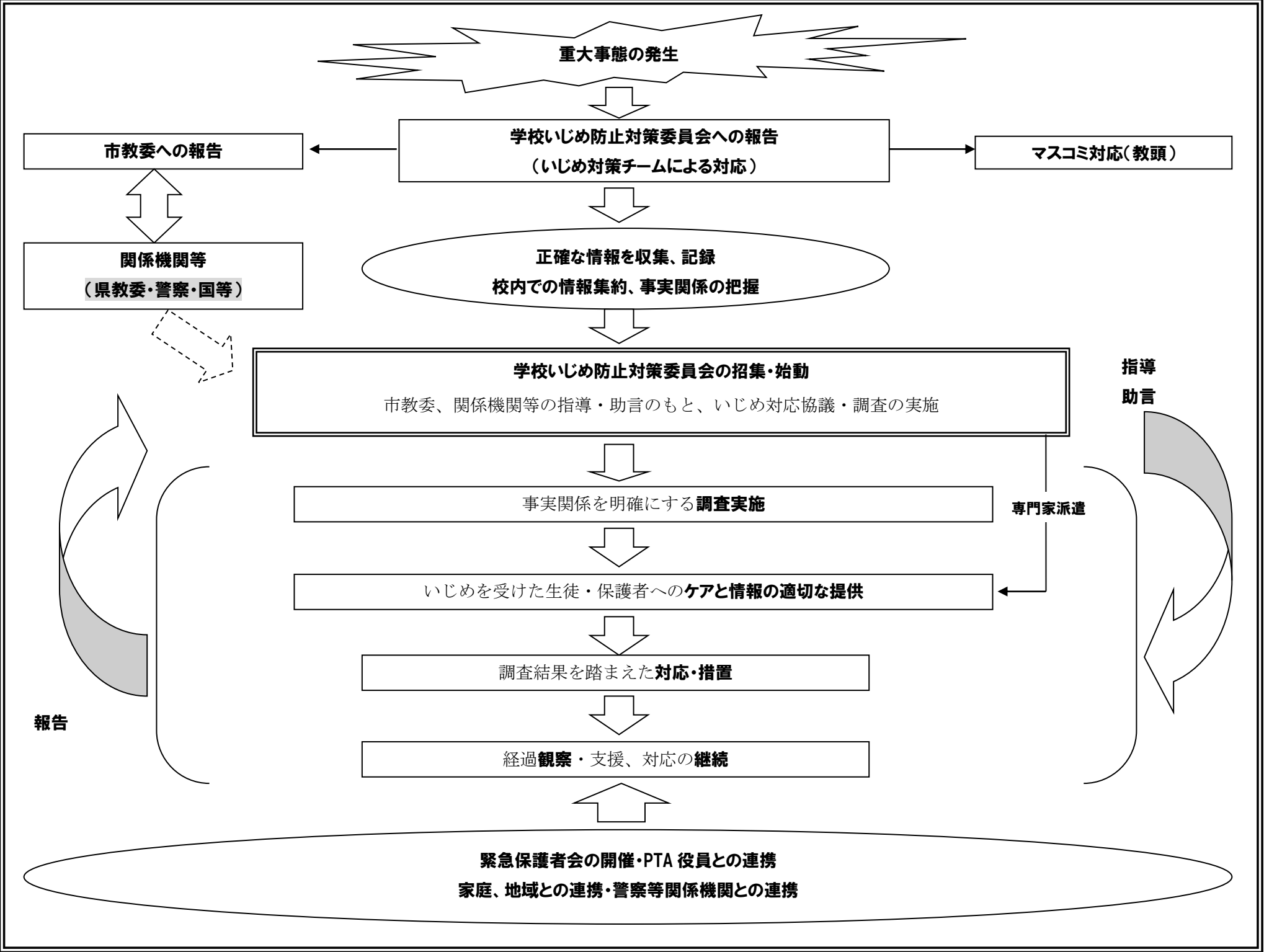
校長の判断のもと、以下の手順で重大事態への対応を行っていく。

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って対応する。
- ②調査の主体について、教育委員会より以下の指導を仰ぐ。
- ・学校が主体か。

・学校の設置者（教育委員会等）が主体か。

・主体の構成として、第三者のみで構成する調査組織とするか。

・主体の構成として、学校や設置者の職員を中心とした組織に第三者を加える体制とするか。
- ③教育委員会の指導のもと、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果については、経過報告も含めて、教育委員会に報告すると共に、いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ⑤対策委員会により、調査結果を踏まえた必要な措置と再発防止のための対策を講じる。
- ⑥教育委員会が主体となって調査に当たる場合は、対策委員会を中心に速やかにその調査に協力する。



家庭や地域との連携について

- ・授業参観や学校・学年だより、ホームページ等による広報活動により、いじめ防止基本方針についての啓発を行う。
- ・人権教育や性に関する教育に関わる授業を公開することを通して、親子で人権や命について考える機会を設ける。
- ・連絡帳、電話、さらに必要に応じて面談や家庭訪問などを通して、児童の様子について情報交換を行い、情報を共有していく。
- ・メディアを活用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットによるいじめの防止を図る。
- ・社会体育の指導者や地域の見守り隊の方々と定期的に情報交換を行っていく。

学校の取組の点検・見直し

- ・「学校いじめ防止基本方針」やいじめ防止の取組について、PDCAサイクルを活用した点検や見直しを行う。
- ・学校運営協議会との連携を図り、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となった特色ある「学校いじめ防止基本方針」にしていく。
- ・学校の取組については、学校評価、及び、「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」（松江市教育委員会作成）を活用して全教職員で点検し、より充実した取組の実施をめざす。